

保育士の配置特例の適用について

パブリック・コメントの実施結果について

- 意見募集期間 令和2年8月18日（火）～9月17日（木）
- 意見提出者 7人（団体を含む）
- 出された意見（詳細は資料1-2を参照）
 - ・子育て支援員研修修了者等の配置により、保育士有資格者の負担、責任が増えることや、保育の質の確保が難しくなることが懸念される。
 - ・保育士の確保や保育士の処遇改善、労働環境の改善、離職防止に積極的に取り組んでもらいたい。
 - ・その他（制度に対する質問など）

今後の方針（案）について

- 上記パブリック・コメントの実施結果を踏まえ、以下の運用方針（案）によることを前提に、保育士の配置特例を適用する。

運用方針（案）

- ①本配置特例により保育士に代えて配置される者（以下「特例対象者」という。）に対して、保有する資格や実務経験を問わず、勤務開始から概ね1年以内に埼玉県等が主催する子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了を義務付ける。
※国通知では、「保育施設で保育業務に従事した期間が十分にある者」や「幼稚園教諭及び小学校教諭等」に対して子育て支援員研修の受講を要件として課していない。
- ②本配置特例の実施に先立ち、施設の設置者から市に対して「（仮称）特例実施届出書」の提出を求める。
※本届出書に、特例対象者に対する指導監督体制や保育士の業務負担軽減策等の記載を求めることを検討している。
- ③新規開設施設については、運営が安定するまでの間（開所後1年間）は本配置特例の実施を認めない。
- ④処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件を含む）のいずれも満たすことを本特例実施の要件とする。
- ⑤特例対象者に対し、保育士資格の取得を促す。（朝夕などの短時間配置者は除く。）
- ⑥その他、国通知に準じて、保育士の処遇改善や業務負担の軽減に配慮すること、保育士1名の枠に対して可能な限り特例対象者を1名を超えて配置することなどを求める。

今後のスケジュール

- 12月に条例改正案を市議会に提出し、令和3年4月1日からの施行を予定している。